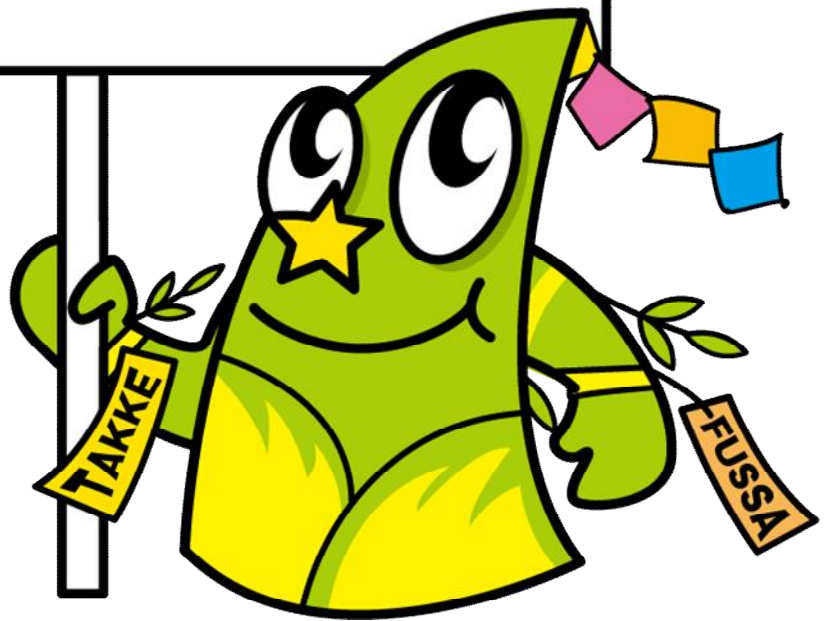


協働のまちづくり

市政出前講座

令和8年度版 メニュー(テーマ集)



福生市公式キャラクター たっけー☆☆

はじめに

福生市では、市民参加によるまちづくりを推進するため、様々な方法で情報提供を行い、市民の皆さんとの情報交流に努めています。

市民の皆さんと行政の情報共有を図るため、市の担当職員が地域で市民の皆さんが行う学習会や集会に出向き、市の取り組みや暮らしに役立つ情報などを分かりやすく説明する「市政出前講座」を行っています。

受講された方からは、「とても分かりやすい説明で有意義だった」「日頃の生活に生かしたい」「今後も定期的に利用したい」などのご意見をいただいております。

71の講座（メニュー）を取りそろえ、皆さんの「ご注文」をお待ちしております。ぜひご利用ください。

官公署編は15ページよりご覧ください。

目次

申込みのしおり	1
出前講座こんな活用法はいかがですか?	3

市役所編

1 生み出す 《地域産業の活力、人の流れ・にぎわい、魅力的な都市環境を生み出す》	4
2 守る 《快適な生活環境、安全・安心な生活、歴史・文化と自然を守る》	5
3 育てる 《安心して子どもを産み育てる環境、子どもの生きる力、地域ぐるみで人を育てる》	6
4 豊かにする 《生活を豊かにする、健やかで豊かな暮らしを支える》	7
5 つなぐ 《人と地域、地域づくり活動、持続可能な行政組織を未来につなぐ、多様性を認め合う》	9
福生市協働のまちづくり市政出前講座実施要綱	11
受講申込書	13
受講（変更・取消し）届	14

官公署編

1 福生警察署	16
2 福生消防署	17
3 東京都水道局	18

申込みのしおり

★申込みができるのは

市内に在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体です。

★開催時間は

原則として、平日の午前9時から午後9時までの間で、質疑応答・意見交換の時間を含めて、おおむね1時間を目安としてください。

※これ以外の曜日・時間帯をご希望の場合は調整しますので、ご相談ください。

※担当課の業務の都合により、実施日時の変更などについてご相談・調整させていただく場合がございますので、ご協力ください。

★開催会場は

原則として、市内の公共施設とします。ただし、調整がつけば、町会の会館などでの開催も可能です。

会場の手配や準備、PR、当日の進行等につきましては、お申込み団体でお願いします。開催方法や会場探しでお困りの方は、ご相談ください。

★講師料は

無料です。

※講師（職員）を派遣できない場合

- 営利を目的に開催されると認められるとき。
- 特定の宗教の布教等の宗教的活動又は特定の政治家若しくは政党の支援を目的としていると認められるとき。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の利益につながると認められるとき。
- 職員を派遣する学習会等が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- その他、福生市協働のまちづくり市政出前講座実施要綱の規定に反するおそれがあると認められるとき。
- 感染症拡大による緊急事態宣言の発令や、その他不測の事態の発生等により、講座の実施が困難と認められるとき。

※その他

「出前講座」は、市民のみなさんに市政について理解を深めていただくためのものです。お話しする内容についての意見交換はできますが、苦情や陳情の場ではありませんので、ご理解ください。

またご意見やご質問の内容によってお返事が後日になる場合もありますので、ご了承ください。

申込み方法

①メニュー（テーマ）集の中から、希望メニューを選びます。



②メニューが決まりましたら、「市政出前講座受講申込書」に必要事項（開催希望日時、開催会場、団体名、連絡先、参加予定人員等）を記入し、開催希望日の1ヶ月前までに協働推進課に持参か、送付、ファックスで申込みます。

※申込書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

URL <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

くらし>協働によるまちづくり>協働のまちづくり市政出前講座

申込み・問合せ先

福生市 生活環境部 協働推進課

〒197-8501 福生市本町5番地

電話 042-551-1590

FAX 042-553-7500

出前講座 こんな活用法はいかがですか？

小学生になる前の安心ガイド

「いろいろあります 福生市の子育て応援メニュー
(保育園、学童クラブのことなど)」 3-1 (6 ページ)

「福生市の学校教育について」 3-9 (7 ページ)

「地域で子どもを育てる (ふっさっ子の広場について)」
3-12 (7 ページ)



赤ちゃんのヘルスケア対策に いきいきシニアの元気ライフづくり

「すくすく子育てサポート講座」 3-4 (6 ページ)

「健康づくりについて」 4-5 (8 ページ)

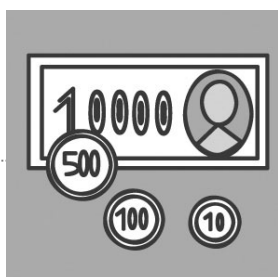


福生の達人になる

「福生の昔を知ろう」 2-13 (6 ページ)

「総合計画について」 5-8 (9 ページ)

「福生市の台所事情について」 5-12 (10 ページ)



1 生み出す ≪地域産業の活力、人の流れ・にぎわい、魅力的な都市環境を生み出す≫

番号	講座名	内容	担当課
1-1	商店街のにぎわいをつくる	商店街の現状、活性化に向けての考え方や施策についてお話しします。	シティセールス推進課
1-2	福生の魅力、再発見	市内の観光施策、七夕まつり、桜まつり、ほたる祭やイベントなどについてお話しします。	シティセールス推進課
1-3	農とのふれあいと地産地消	農業・農地の現状から農にふれあう事業案内や地場産野菜の直売所、エコ農産物の紹介などについてお話しします。	シティセールス推進課
1-4	たっけー☆☆に会いたかったっけー☆☆	福生七夕まつりイメージキャラクターから、平成25年3月に福生市のイメージキャラクターに昇格した「たっけー☆☆」。その誕生から活躍までと、ゆるキャラのもつ魅力からまちづくりに向けた取組についてお話しします。場合によっては、願いが叶うと巷で話題(?)の「たっけー☆☆ハイタッチ」ができるかも!?	シティセールス推進課
1-5	住みよい魅力的な街づくりを実現するために	市住宅マスタープランに基づく施策などについてお話しします。	まちづくり計画課
1-6	都市計画とまちづくりについて	都市計画マスタープランなど住環境の確保と地域ごとに特色のある土地利用、災害に強いまちづくりや開発事業などについてお話しします。	まちづくり計画課
1-7	福生市のまちなみ、都市景観について	自然の景観や歴史的景観を保全し、街並みとの調和を図る福生らしい都市景観の創出についてお話しします。	まちづくり計画課
1-8	道路整備について	道路整備の現状と課題についてと、市民の方の安全性及び快適性を考慮した道路整備の促進についてお話しします。	道路下水道課

2 守る 《快適な生活環境、安全・安心な生活、歴史・文化と自然を守る》

番号	講座名	内 容	担 当 課
2-1	福生の環境	環境基本計画をもとに、環境保全、公害防止等の環境全般についてお話しします。	環境政策課
2-2	わくわくする福生の自然探検	多摩川、水路、湧水などの福生の水環境の現状と公園、緑地、緑化の現状をお話しします。	環境政策課 まちづくり計画課
2-3	地球温暖化を考えよう！エコライフのすすめ	省エネルギーの推進などや地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量の削減などについてお話しします。	環境政策課
2-4	地域猫制度について	猫トラブルの解決に有効な地域猫制度についてお話しします。	環境政策課
2-5	ごみの減量・資源化（清潔な環境の形成）について	福生市のごみの現状、ごみ処理とごみ減量方策、リサイクルの推進やごみのわけ方、出し方、収集体制、処理施設、し尿処理、リサイクルセンターの仕事などについてお話しします。	ごみ減量対策課
2-6	知っていますか防災対策・地震対策	防災・消防施設、備蓄品等や常備消防・消防団・自主防災組織など災害から市民の生命・財産を守る防災体制についてお話しします。	防災危機管理課
2-7	避難行動要支援者名簿について	災害時に自力で避難することが困難な方に関する情報を事前に名簿登録し、地域の方や民生委員等とその情報を共有することで、有事の際の安否確認などの避難支援をする取り組みについてお話しします。	社会福祉課
2-8	マイ・タイムラインの作成について（風水害に備えた避難行動計画）	大型の台風の接近や大雨などによる風水害時における避難に備えた行動を、一人ひとりがあらかじめ決めておくマイ・タイムラインの作成方法について、東京都が発行する「東京マイ・タイムライン」を活用しながらお話しします。	防災危機管理課
2-9	防犯対策事業について	市が実施する防犯への取り組みや、福生警察署並びに福生警察署管内防犯協会等との協働による防犯啓発活動の御紹介をします。（犯罪被害防止に係る講話を希望される場合は、16ページ「官公署編・福生警察署」をご利用ください。	防災危機管理課
2-10	交通安全対策事業について	市の交通安全推進事業や、福生市交通安全推進委員会等との協働による交通安全啓発活動の御紹介をします。（交通安全に係る講話を希望される場合は、16ページ「官公署編・福生警察署」をご利用ください。	道路下水道課

番号	講座名	内容	担当課
2-11	悪質商法にご用心	消費者契約をめぐるトラブルの解決、悪質商法のあの手この手の手口と被害にあわないための注意点などについてお話しします。	シティセールス推進課
2-12	横田基地について	横田基地の概要・歴史・基地との交流・防衛補助を活用した公共施設の整備など、福生市と横田基地の関わり合い等についてお話しします。	企画調整課
2-13	福生の昔を知ろう	福生の歴史や文化財等について、写真を使って楽しく解説します。	生涯学習推進課

3 育てる 《安心して子どもを産み育てる環境、子どもの生きる力、地域ぐるみで人を育てる》

番号	講座名	内容	担当課
3-1	いろいろあります 福生市の子育て応援メニュー	福生市は、「子育てするならふっさ」「こどもまんなかふっさ」をスローガンに掲げ、たくさんの子育て支援事業を行っています。子育て・子育ての喜びや楽しみ、悩みや不安を福生市の子育て応援メニューを紹介しながら一緒に考えましょう！保育園・幼稚園のこと、学童クラブのこと、児童館のこと、児童手当などの手当てのこと、子育て家庭にちょっとお得な子育てまる得カードのお話などいろいろな子育て支援や児童虐待防止の取組について、それぞれの担当が分かりやすくお話しします。	子ども政策課 子ども育成課 こども家庭センター課
3-2	乳幼児向けの楽しい絵本の紹介 や読み聞かせの方法について	図書館で作成した乳幼児向け絵本の紹介冊子「はじめのいっほ」を中心にお話しします。	図書館
3-3	地域で支える子育て ファミリー・サポート・センターについて	地域における子育ての相互援助について、会員の要件や支援活動の内容、利用にあたり心がけていただきたいことなど、センターのしくみをお話しします。	こども家庭センター課
3-4	すくすく子育てサポート講座	妊娠中、子育て中の方々や、子育て世代を支える方々向けに、乳幼児の健康や発達、年齢に沿った遊び、事故予防、歯のケア及び保護者への支援方法等、ご希望に沿って講話等を行います。	こども家庭センター課
3-5	福生市の青少年の健全育成について	子どもを健やかに育てるための健全育成事業などについてお話しします。	子ども政策課

番号	講座名	内容	担当課
3-6	教育委員会の仕組みと仕事	教育委員会のしくみとその仕事についてお話しします。また、教育委員会全体の各部署の仕事や役割についてお話しします。	教育総務課
3-7	福生市教育ビジョンについて	福生市教育ビジョンにおける4つの「基本方針」、15の「推進の視点」、40の「施策の方向性」など、「福生市が目指す教育」の実現に向けた取組についてお話しします。	教育総務課
3-8	福生市立学校の再編について	未来のふっさっ子的のために、50年先を見据えた福生市立学校のあるべき姿の具現化に向けた取組についてお話しします。	公共施設マネジメント課 教育総務課
3-9	福生市の学校教育について	福生市における学校教育に関する施策についてお話しします。	教育指導課
3-10	給食ができるまで	安全でおいしい給食の提供や衛生管理についてお話しします。	学務課
3-11	学校支援地域組織について	地域が支える学校の応援団として、学校の求めに応じて、地域のボランティアが支援するしくみについてお話しします。	生涯学習推進課
3-12	地域で子どもを育てる (ふっさっ子の広場について)	市内の小学校で実施している「ふっさっ子の広場」についてお話しします。	子ども政策課

4 豊かにする 《生活を豊かにする、健やかで豊かなくらしを支える》

番号	講座名	内容	担当課
4-1	高齢者福祉サービスについて	高齢者の現状、高齢者の福祉サービス、敬老事業、福祉バスなどについてお話しします。(所要時間20分～30分)	介護福祉課
4-2	わかりやすい介護保険のお話し	介護保険の諸施策、保険料の決め方と納め方、要介護認定の申請のしかた、サービスを利用するための手続き、総合事業についてなど、介護保険制度についてお話しします。	介護福祉課
4-3	障害福祉のサービス等について	障害者福祉施策の現状や障害者福祉サービス、障害者福祉計画等についてお話しします。	障害福祉課

番号	講座名	内容	担当課
4-4	福生市の地域福祉の推進について ~地域で・安心して・自分らしく~	地域福祉計画に基づき実施する、住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活するための施策（成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など）についてお話しします。	社会福祉課
4-5	健康づくりについて	健康づくりと疾病予防、健康診査・各種検診、予防接種などについてお話しします。骨密度測定など、各種測定機器を使用したり、ご希望により、栄養士や理学療法士等の講話も可能です。	健康課
4-6	国民健康保険のしくみについて	対象になる方や、必要な手続き、保険税の内容など、知っておきたい知識についてお話しします。	保険年金課
4-7	国民年金制度のあらまし	国民年金保険料と免除制度、国民年金給付の種類及び受給要件など、国民年金の制度についてお話しします。	保険年金課
4-8	後期高齢者医療制度について	75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の内容・保険料などについてお話しします。また、医療費の抑制のための健康増進事業を紹介します。	保険年金課
4-9	福生の生涯学習	生涯学習と社会教育の違い、福生市がめざす生涯学習社会や生涯学習への取組についてお話しします。	生涯学習推進課
4-10	親子で図書館の達人になるために	日頃見られない図書館内部の見学や利用者用端末機の便利な使い方、知っておくと便利な本の並び方やその意味など、図書館利用が楽しく身近になるお話をします。	図書館
4-11	公民館ってどんなところ？	公民館事業の内容や施設の利用方法、サークルへの参加の仕方や仲間と一緒に新しいサークルを作る方法などをお話しします。	公民館
4-12	生涯スポーツの実現を目指して	福生市スポーツ推進計画が策定され、これらをもとにスポーツを通して健康増進を効率的、効果的に進めるための、スポーツ推進施策についてお話しします。	スポーツ推進課

5 つなぐ 《人と地域、地域づくり活動、持続可能な行政組織を未来につなぐ、多様性を認め合う》

番号	講座名	内容	担当課
5-1	市の広報活動と市民意識の把握について	広報ふっさの発行、市ホームページ、広聴活動、市政世論調査などについてお話しします。	秘書広報課
5-2	ふっさ情報アプリ「ふくナビ」の登録について	スマートフォンご利用の方へ、福生市の情報アプリ「ふくナビ」の概要と登録方法をお話しします。また、ふっさ情報メールについてもお話しします。 (スマートフォンをお持ちください)	秘書広報課
5-3	パブリックコメント(市民意見公募手続制度)について	市民の意見を、市役所の仕事に生かしていくための方法についてお話しします。	企画調整課
5-4	情報公開制度と個人情報保護制度のしくみについて	プライバシーの保護と情報公開制度のしくみ、個人情報保護制度のしくみなどについて、福生市の考え方や情報の開示請求の方法などをお話しします。	総務課
5-5	市長の役割と責任について	市長から市民の皆さんや職員に対して発信している、市政を運営していく上での考え方や、市長の仕事についてお話しします。	秘書広報課
5-6	市議会のしくみ(役割と責任)について	市政と議会、市議会の組織としくみ、市議会の権限、本会議、委員会の運営とルール、傍聴、請願、陳情などについてお話しします。	議会事務局
5-7	監査委員事務局の仕事について	監査委員の設置理由、監査委員の職務、監査の方法などについてお話しします。	監査委員事務局
5-8	総合計画について	基本構想における目指すべきまちの都市像を推進するための基本計画についてお話しします。	企画調整課
5-9	福生市の公共施設マネジメントについて	福生市の公共施設に関して、老朽化に対する影響や今後の取り組みについてお話しします。	公共施設マネジメント課
5-10	マイナンバーカードについて	マイナンバーカードの申請方法や、証明書等のコンビニ交付等についてお話しします。御希望により、講座内でマイナンバーカード申請のお手伝いもします。	総合窓口課

番号	講座名	内容	担当課
5-11	庁舎について	市民サービスの充実と災害時の拠点確保のために建設された庁舎についてお話しします。	契約管財課
5-12	福生市の台所事情について	市役所の予算のしくみ、市財政の現状と課題などについてお話しします。	財政課
5-13	市役所の組織、職員の給料等のしくみ	市役所の組織や職員の数、給料などについてお話しします。	企画調整課 職員課
5-14	知っておきたい市税のはなし	市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税等の市税のしくみなど基礎知識と納税義務の認識を深めていただくための基本的なお話をします。	課税課 収納課
5-15	選挙Q&A	投票のしかたや選挙のしくみなどについてお話しします。	選挙管理委員会 事務局
5-16	活力のある地域づくり	市民の主体的、自主的活動を促進し、活力あるまちづくりを進めていくための地域活動への奨励、行政への参加などについてお話しします。	協働推進課
5-17	まちづくりはみんなの手で	市がめざす協働のまちづくりとは？協働の取組事例や市民活動の促進を目的とした環境づくり、「輝き市民サポートセンター」などについてお話しします。	協働推進課
5-18	地域における自治活動（町会・自治会）について	町会・自治会の活性化への取組と今後の課題などについてお話しします。	協働推進課
5-19	みんなで考える男女共同参画	男女共同参画とは？福生市の男女共同参画に関する取組や事業についてお話しします。	協働推進課

福生市協働のまちづくり市政出前講座実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の市政への参画及び協働によるまちづくりを推進するため、市政について学ぶ機会及び行政情報の提供の機会として、市民で構成する団体が開催する学習会等に福生市の職員(以下「職員」という。)を講師として派遣すること(以下「市政出前講座」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(受講団体)

第 2 条 市政出前講座は、市内に在住、在勤又は在学する者10人以上で構成する団体(以下「受講団体」という。)を対象に実施するものとする。ただし、協働事業推進会議座長(福生市協働事業推進会議設置要綱(平成16年8月16日決定)第2条第2項に規定する職にある者をいう。以下「座長」という。)が特に必要と認めた場合は、10人未満で構成する団体を対象に実施することができる。

2 市政出前講座の開催者は、受講団体とする。

(市政出前講座の科目)

第 3 条 市政出前講座の科目は、座長が毎年度作成するものとする。

(市政出前講座の日時等)

第 4 条 市政出前講座は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(1月1日を除く。))及び12月28日から翌年の1月4日までの日を除く。)の午前9時から午後9時までの間において、1講座1時間の範囲内で実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、座長が特に必要と認めた場合は、他の日時において実施し、又は講座の時間を延長することができる。

(市政出前講座の場所等)

第 5 条 市政出前講座の開催場所は、原則として市内の公共施設とする。ただし、座長が特に必要と認めた場合は、他の施設でも実施することができる。

2 前項の実施場所の確保は、受講団体の責任において行うものとする。

(市政出前講座開催日の運営等)

第 6 条 市政出前講座開催当日の運営及び進行は、受講団体において行うものとする。

(市政出前講座の申込手続)

第 7 条 市政出前講座の申込みは、福生市市政出前講座受講申込書(別記様式第1号)により、市政出前講座開催希望日のおおむね1月前までに市長に提出するものとする。

(職員の派遣の決定等)

第 8 条 市長は、前条の申込みを受けたときは、内容を審査し、職員の派遣の可否を決定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員の派遣をしないものとする。

- (1) 第2条に規定する受講団体としての要件を満たしていないとき。
- (2) 職員を派遣する学習会等が営利を目的に開催されると認められるとき。

- (3) 職員を派遣する学習会等が特定の宗教の布教等の宗教的活動又は特定の政治家若しくは政党の支援を目的としていると認められるとき。
- (4) 職員を派遣する学習会等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながると認められるとき。
- (5) 職員を派遣する学習会等が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 不測の事態の発生により市政出前講座を実施することが困難と認められるとき。
- (7) その他この要綱の規定に反するおそれがあると認められるとき。

2 市長は、職員の派遣の可否を決定する場合、特に必要と認めたときは、必要な書類の提出を求め、又は条件を付すことができる。

3 市長は、職員を派遣することを決定したときは福生市市政出前講座派遣決定通知書（別記様式第2号）により、派遣しないことを決定したときは福生市市政出前講座非派遣決定通知書（別記様式第3号）により、当該申込みをした受講団体に通知するものとする。

（職員の派遣の取消し）

第9条 市長は、市政出前講座受講申込時から変更され、前条第1項各号に規定する状態に至っていると判断したときは、職員の派遣を取り消すことができる。

（市政出前講座の変更及び取消しの届出）

第10条 受講団体は、申し込んだ内容を変更し、又は講座の開催をとりやめようとするときは、速やかに福生市市政出前講座受講（変更・取消し）届（別記様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（講師料）

第11条 市政出前講座に派遣する職員の講師料は、無料とする。

（費用負担）

第12条 市政出前講座の開催に必要な費用で、次に該当するものは、受講団体が負担するものとする。

- (1) 施設借上に必要な費用
- (2) 原材料購入に必要な費用
- (3) 市政出前講座の資料購入に必要な費用
- (4) その他市政出前講座の実施に必要な費用

（講師の派遣に伴う事務）

第13条 講師の派遣に伴う事務は、市政出前講座の科目を所管する講師派遣課が行うものとする。

（庶務）

第14条 市政出前講座に関する庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

No.

別記様式第1号（第7条関係）

福生市市政出前講座受講申込書

年 月 日

福生市長 あて

団体名(グループ名)
 代表者氏名
 (連絡先)
 住 所
 電話番号
 F A X
 E-mail
 担当者氏名
 (グループ役職名等)

市政出前講座の市職員講師派遣について、次のとおり申し込みます。

講座テーマ		講座番号
開催日時	第1希望 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分 第2希望 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	
開催会場	会場名 電話番号 所在地	
参加人員(予定)		人
学習会等の名称		
学習会等の開催目的		
(アンケート)		
1 職員派遣講座（市政出前講座）をどのようにしてお知りになりましたか。 ①市広報ふっさ ②市ホームページ ③その他		
2 なぜ今回のテーマを希望されましたか。 ()		

(注) 上記の太線で囲んだ部分のみ御記入ください。

講座を希望される日の1か月前までに御提出ください。

	受付担当者	
申込み市政出 前講座担当課		

福生市市政出前講座受講（変更・取消し）届

年 月 日

福生市長 あて

団体名(グループ名)
 代表者氏名
 (連絡先)
 住 所
 電話番号
 F A X
 E-mail
 担当者氏名
 (グループ役職名等)

年 月 日付けで決定のありました福生市市政出前講座受講につきまして、次のとおり（変更・取消し）したいので届出します。

決定済 講座名		講座番号
決定済 講座日時	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分	

変更・取消し の内容	<input type="checkbox"/> 変更 変更の内容 <input type="checkbox"/> 取消し
理 由	

協働推進課	係	主査	係長	課長

講座担当課	係	主査	係長	課長

官公署編

警察署、消防署、東京都水道局の職員の方が講師として、交通安全や防犯、防災や地震対策、災害時の飲料水確保などを分かりやすく説明をします。



1 福生警察署

★ご利用方法

- ・講師料は無料です。
- ・申込み、問合せについては、市役所 道路下水道課・防災危機管理課・子ども政策課にお問い合わせください。
- ・対象者は、原則として市内在住、在勤、在学のおおむね10人以上で構成された団体です。
- ・講座は、平日の午前10時から午後4時までの間です。
- ・実施会場は、原則市内です。会場の手配・準備は、主催者側でお願いいたします。

※緊急事態発生時には、中止させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

番号	講座名	内容	申し込み先
1	交通安全教育について	交通安全講話及び交通安全ビデオ等により、交通安全意識の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・講話とビデオ上映 ・高齢者及び子どもの交通安全 	市役所 道路下水道課 電話 042-551-1969
2	犯罪の防止について	市民の方が不安に感じている「侵入窃盗・ひったくり・特殊詐欺」などについての効果的な防止対策をわかりやすくお話しします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひったくり等街頭犯罪被害防止 ・空き巣等侵入窃盗被害防止 ・不審者侵入時の対応要領 ・特殊詐欺の被害防止に関すること ・危険ドラッグ乱用防止 	市役所 防災危機管理課 電話 042-551-1638
3	少年を非行から守る	地域でできる健全育成活動と青少年の現状をお話しします。 <ul style="list-style-type: none"> ・少年非行防止及び被害回避対策 ・子どもが非行に走らないため、犯罪被害にあわないために、大人として家庭や地域社会で果たす役割について ・薬物乱用防止 ・子どもの携帯、スマホのトラブル防止 	市役所 子ども政策課 電話 042-551-1733

2 福生消防署

★ご利用方法

- ・講師料は無料ですが、救命講習については教材費がかかることがあります。
- ・申込み、問合せについては、福生消防署に直接お問い合わせください。
- ・対象者は、原則として市内在住者、在勤・在学者になります。
- ・実施時間・内容については、申込時に調整することも可能です。
- ・実施会場は市内とし、会場の手配は主催者側でお願いいたします。



※緊急事態発生時には、中止させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

番号	講座名	内 容	申し込み先
1	防火防災訓練	<p>火災及び地震災害等に対応できる防災行動力を身に付けるため、町会・自治会等の要請に応じて実施します。</p> <p>【訓練内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練（煙体験） ・通報訓練（通報装置による疑似体験） ・身体防護訓練（起震車による地震体験） ・消火訓練（水消火器による消火体験） ・応急救護訓練（心肺蘇生法・AED等） ・発災対応型防災訓練（総合訓練） 	<ul style="list-style-type: none"> ●防火防災訓練及び講演会 警防課防災安全係又はお近くの出張所へ ●救命講習 警防課救急係又はお近くの出張所へ
2	救命講習	<p>AEDを含む心肺蘇生、止血法などがや病気に対する応急手当の知識と技術を身につけます。</p> <p>【入門コース】 所要時間45分または90分（普通救命講習時間の確保が困難な方及び小学校高学年の学童）</p> <p>【普通救命講習（再講習）】 所要時間3時間または4時間（再講習2時間20分）</p> <p>【上級救命講習（再講習）】 所要時間8時間（再講習3時間00分）</p> <p>テキスト代は有料となります。 終了後、技能認定証（入門コースは受講証）が交付されます。</p>	<p>【福生消防署警防課】 電話 042-552-0119 内線 防災安全係320 救急係380 FAX 042-551-0119</p> <p>【出張所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊川出張所 電話 042-530-0119 ・羽村出張所 電話 042-554-0119 ・瑞穂出張所 電話 042-556-0119
3	防火防災に関する講話	<p>【火災予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の火災発生件数、発生原因とその予防方策について説明します。 ・住宅用火災警報器の設置と維持管理のポイント、有効性について説明します。 <p>【震災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具類の転倒、落下、移動防止対策について実際の災害事例を挙げて説明します。 ・地震から身を守るための行動、普段の備えなどについて、ビデオ等を活用して説明します。 	

3 東京都水道局

★ご利用方法

- ・講師料は無料です。
- ・申込み、問合せについては、東京都水道局に直接お問い合わせください。
- ・対象者は、原則として市内在住者、在勤・在学者になります。
- ・実施時間については、申込時に調整することも可能です。
- ・実施会場は市内とし、会場の手配は主催者側でお願いいたします。

※緊急事態発生時には、中止させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

番号	講座名	内 容	申し込み先
1	災害時の飲料水確保について	<p>災害時の住民の自助・共助による対応力を強化することを目的に、災害時の飲料水確保等のテーマについてわかりやすく説明します。</p> <p>●防災の三助について 内閣府の防災基本計画でも謳われている、「自助」、「共助」の強化の必要性、東京都水道局が災害に備え準備している「公助」を含めた、防災の三助について説明します。</p> <p>●東京都水道局の災害対策について 東京都水道局で行っている様々な災害対策について説明します。</p> <p>●災害時の飲料水確保について 震災や台風等の災害により断水した際に、水をお配りする「災害時給水ステーション」について説明します。また、応急給水時の注意点や、災害に備えた水の汲み置き方法等について説明します。</p>	<p>東京都水道局 青梅サービスステーション</p> <p>電話 0428-20-5310 FAX 0428-20-5311</p>





福生市公式キャラクター たっけー☆☆

市政出前講座についての申込み・お問合せは、
福生市生活環境部協働推進課へ

電話 042-551-1590 FAX 042-553-7500

講座の内容についてのお問合せは各課へ

電話 042-551-1511 (市役所代表)